（内閣官房令で定める統計報告）

第五条　［略］

２　再任用職員在職状況統計報告は、七月一日現在における定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員（第二条各号のいずれかに該当する職員を除く。）の在職状況について、制度別の現在員数を調査集計し、別記様式第五により、八月三十一日までに作成するものとする。

様式第１－２

常勤職員在職状況統計報告（年齢区分別）

部局名		官署名		年７月１日現在	作成責任者官職氏名

俸給表名		年齢区分												計	備　考
		～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～		
	計														
	うち女性														
	計														
	うち女性														
	計														
	うち女性														
総　計															
うち女性　計															

備考　年齢計算基準日は翌年４月１日現在とする。

（内閣官房令で定める統計報告）

第五条　［同上］

２　再任用職員在職状況統計報告は、七月一日現在における法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（第二条各号のいずれかに該当する職員を除く。）の在職状況について、勤務時間別の現在員数を調査集計し、別記様式第五により、八月三十一日までに作成するものとする。

様式第１－２

常勤職員在職状況統計報告（年齢区分別）

部局名		官署名		年７月１日現在	作成責任者官職氏名

俸給表名		年齢区分											計	備　考
		～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳～		
	計													
	うち女性													
	計													
	うち女性													
	計													
	うち女性													
総　計														
うち女性　計														

備考　年齢計算基準日は翌年４月１日現在とする。